

障発0329第36号
こ支障第101号
令和6年3月29日

各

都道府県知事
市区町村長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等
に関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第6号）により別添のとおり改正され、令和6年4月1日から適用されることとなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内身体障害者更生相談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）について、補装具費の基準額に係る実態調査の結果や関係団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 基準額の改定

- ・補装具の製作に必要な原材料費、人件費及び流通経費等の実勢価格を踏まえ、所要の改定を行う。

(2) 装具（レディメイド）の新設

- ・装具の購入基準はオーダーメイドを想定したものとなっていたところ、既製品（レディメイド）が処方されている実態を踏まえ、装具にかかる購入基準に装具（レディメイド）を新設し、別表1及び3において、(3)装具（オーダーメイド）及び(4)装具（レディメイド）として購入基準及び修理基準をそれぞれ定める。

(3) 車椅子及び電動車椅子の基本価格の新設

- ・車椅子及び電動車椅子においては、補装具事業者において採寸及び適合等を行っている実態を踏まえ、基本価格を新設する。基本価格の新設に伴い、別表1及び3の(5)その他から車椅子及び電動車椅子を削除し、(6)車椅子及び(7)電動車椅子を新設する。

(4) 各種目の定義の新設

- ・補装具の各種目についての定義が定められていなかったことから、購入基準に含まれる種目及び種類の定義について新設する。

(5) 用語等の見直し

- ・用語については、日本リハビリテーション医学会用語集及び日本産業規格 JIS T 0101 に基づく見直しを行うとともに、補装具においては個別性が高いことから、肢位を限定する表記については削除する。別表1から3の座位保持装置については、「姿勢保持装置」に改める。
- ・新たな技術についても柔軟な対応ができるよう、別表の項目から基本構造を削除する。

3 運用上の留意事項

補装具製作事業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。